**平成２８年（フ）第９号**
岩手県奥州市水沢区東中通り２丁目１番36号、相続財産管理人選任時の住所岩手県水沢市東中通り２丁目１番36号
破産者　亡小野寺充相続財産
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

**平成２７年（フ）第１５１号**
静岡県富士市南松野1982番地の３
破産者　錦織建設株式会社
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

**平成２７年（フ）第２８６号**
静岡県富士宮市小泉2417番地の12
破産者　有限会社泰栄工業
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

**平成２７年（フ）第７２号**
兵庫県加西市北条町古坂1047番地の１
破産者　アート建設株式会社
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

**平成２３年（フ）第４４９号**
愛媛県東温市志津川106番地
破産者　株式会社富岡エステイト
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２８年（フ）第２７号**
茨城県土浦市小岩田東２丁目３番20号
破産者　小林　文夫
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２８年（フ）第２９号**
茨城県石岡市茨城２丁目５番５号
破産者　飯塚　正一
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２８年（フ）第３０号**
茨城県石岡市茨城２丁目５番５号
破産者　飯塚　**靜**子
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２８年（フ）第３１号**
茨城県石岡市東成井2770番地３
破産者　広田泰男こと　**廣**田　泰男
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２７年（フ）第２４号**
宮城県登米市登米町寺池金沢山60番地　登米金沢山南第１住宅６号
破産者　猪股　幸一
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

**平成２８年（フ）第６号**
宮城県登米市豊里町新町８番地13　グリーンヒルズＧ号室
破産者　村上　智香（旧姓海老原）
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

**平成２７年（フ）第３１１号**
群馬県吾妻郡長野原町大字大津156番地
破産者　山口　一浩
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２７年（フ）第６３７号**
川崎市麻生区岡上127番地　グリーンハイツ横田205、開始決定時の住所川崎市麻生区王禅寺東６丁目８番11号
破産者　尾作　芳子
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２８年（フ）第９０号**
川崎市高津区末長１丁目42番２号　ＭＫＢ－Ｉ　202
破産者　石橋　祐二
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２８年（フ）第３０６号**
札幌市手稲区富丘１条６丁目14番20号　エトアール富丘105号
破産者　大澤　　隆
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第３２４号**
札幌市中央区南10条西９丁目２番11－303号
破産者　林　　鐵哉
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第４１０号**
札幌市手稲区稲穂１条４丁目８番10号　第一ロイヤルコート稲穂３－Ｄ号
破産者　松村　壽子（旧姓池田）
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２６号**
埼玉県比企郡ときがわ町大字田黒448番地２
破産者　岡部　征彦
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第２７号**
埼玉県比企郡ときがわ町大字田黒448番地２
破産者　岡部　允子
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第３５３号**
神奈川県平塚市徳延134番地の５
破産者　柏木　寅秀
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部